

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	毛利氏執権制の再検討
Author(s)	水野, 椋太
Citation	史学研究 , 307 : 27 - 49
Issue Date	2021-01-22
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055702">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055702</a>
Right	
Relation	



# 毛利氏執権制の再検討

水野 椋 太

## はじめに

天文一九年（一五五〇）七月の井上氏一族の誅伐は、戦国期毛利氏権力において重要な画期の一つである。官僚制機構の問題では、松浦義則、加藤益幹両氏がこの年の一二月から、毛利元就、隆元それぞれの奉行人からなる五人奉行制の成立を説いており、井上氏一族誅伐後に奉行人制が整っていくとされる。一方で、これより以前の毛利氏権力を構成していた奉行人などの家臣の動向は、史料制約もあり、不明確な部分が多い。

しかし史料制約があるものの、天文一九年以前の毛利氏権力を構成していた家臣について考察することは、毛利領国拡大以前の毛利氏権力の一側面を解明する重要な作業といえよう。以下、先行研究を整理し、本稿における課題を示す。

まず河合正治氏は、惣領家と庶子家との内部構造に質的変化が顕著にあらわれるのは応仁・文明の頃とし、この頃から「譜代（近臣）の組織が整い、この譜代の力によって庶家が押えられ」と指摘する。続いてこの河合氏の指摘に対して、批判的に検討をおこなったのが、松岡久人氏である。松岡氏は、河合氏の指摘する質的変化がなぜ起こったのかという説明がなされていないとし、毛利氏の権力結集は「坂広秋・広明二代にわたる執権就任であり、福原氏の重用」という形にあらわれていると述べる。

右の河合、松岡両氏の研究ののち、庶子家に注目するといふ両氏の議論を批判的に継承する形で「執権」に着目したのが、松浦義則氏である。松浦氏は、「庶子家は単に地位が低下し、譜代家臣なみになるといふ理解は再考」が必要とし、「変質する「一家中」のなかで庶子家が果たした独自の役割」の

検討をおこない、執権制を論じた。

松浦氏の議論の特徴は、執権制を論じるなかで、家産制的身分秩序の変化に着目し、「家中」の成立を見通している点である。そこでは、元中小国人の井上氏一族のような譜代家臣ではない者が、毛利氏の「家」に包摂されたこと、給所が宛行状を伴う形で渡されるようになったことを指摘した上で、従来の家産制的身分秩序が崩れ、その秩序の下で成り立っていた執権制は廃止、そして家臣の一揆的結合による「家中」の成立を説く。

右にみた先行研究では、庶子家が毛利惣領家内部に包摂されたことや庶子家の坂氏、志道広良の「執権」就任の重要性を指摘する。すなわち、応仁・文明年間以降の毛利氏権力の考察に際し、庶子家の動向が鍵となることは明らかである。しかしながら、河合、松岡両氏は、坂氏や志道広良の「執権」就任の事実を指摘するにとどまっており、庶子家の惣領家への具体的な参入過程について、当該期の政治状況をふまえた検討をおこなう必要があると考える。したがって、毛利氏との関係がみえる上級権力や近隣国人の動向と庶子家の毛利「家中」への参入過程を併せて考察するという作業を通じて、先行研究において言及されてきた「執権」の役割や毛利「家中」の拡大といった論点を改めて検討したい。

また、「執権」に着目し、執権制として論じた松浦氏が依拠した史料の一部は、後述するように年次比定を誤っており、それに伴い執権制そのものの枠組みについて、再検討が必要

である。そして、枠組みそのものの再検討ということになれば、毛利氏権力における「執権」とはどのような存在として捉えられ、その活動はどの段階でみられなくなるのかといった点について、指摘しなければならぬであろう。

以上、二点の課題をふまえ、本稿では、「家中」成立以前に存在したとされる執権制の再検討を通じて、応仁・文明年間以降、天文一〇年代頃までの毛利氏権力の構造、及びその史的展開について考察することとしたい。

## 第一章 松浦説の再検討

戦国期の毛利氏関係史料上、「執権」の語が確認できるのは、毛利元就自筆書状のみである。<sup>(7)</sup>「月江代ニハ坂古下総守、<sup>(毛利元就)</sup>悦叟代ハ同子之下総守、弘元興元両代かけ候、其後上野、興元幸松殿元就代かけ候て、執権仕来事候」とあるように、毛利豊元の代から元就の代にかけて、坂氏と「上野」＝志道広良が「執権仕来」たことが読み取れる。ただし、「執権」が、職制をあらわしているのかどうかは、はっきりとしない。あくまでも、「執権」とは元就の認識に基づくものであり、「執権」が史料上、確認できるからといって、このような職制が当該期の毛利氏権力に存在したとまでは断定できない。<sup>(8)</sup>

それでは「執権」が、元就自筆書状においてのみ確認できることを指摘したところで、松浦氏は「執権」の性格をどのように捉えているのかを確認したい。そして、それは次の二

点に集約されると思われる。<sup>(9)</sup>

I 執権は惣領が「家」に対して持つ行政的、統治権的支配にあたるが、「家」に含まれる惣領—譜代家臣の家長的家産制支配秩序には関与しえないものであったこと

II 「家」に含まれる惣領—親類・近隣国人の支配秩序において重要な役割を果たしていること

右の二点から「執権」は、「惣領の行政的・統治権的支配」と、「家」内に含まれる「一家中」的身分秩序にかかわって機能したと指摘する。すなわち、松浦氏の説く執権制とは、家長的家産制支配秩序や「一家中」的身分秩序という言葉にあらわされているように、毛利氏権力内部における身分秩序を重視する説といえよう。このような身分秩序を重視する姿勢は、松浦氏の史料解釈にもあらわれており、以下、松浦氏が「執権」固有の役割を指摘した史料について、検討してみたい。

①就<sup>(毛利家文)</sup>三幸松殿御出陣之儀、度々令<sup>(毛利家文)</sup>申候処、御同前示預候条最目出候、然上者各有<sup>(毛利家文)</sup>二御相談、別而御馳走肝要候、既切々相働御候条、御忠節斯時候、委細見才<sup>(毛利家文)</sup>二申候間闊筆候、恐々謹言、

四月廿二日

(興房判)

栗屋備前守殿進之候<sup>(元秀)</sup>

②今度少<sup>(毛利家文)</sup>輔次郎殿、以<sup>(毛利家文)</sup>三無<sup>(毛利家文)</sup>二之儀、御現形候、併各入魂所<sup>(毛利家文)</sup>致候、既馳上事候之条、最前遂<sup>(毛利家文)</sup>二面談、可<sup>(毛利家文)</sup>二申承<sup>(毛利家文)</sup>候、仍以<sup>(毛利家文)</sup>三奉書<sup>(毛利家文)</sup>申候、弥御忠節此時候、委細又直令<sup>(毛利家文)</sup>啓候之趣、

猶志道上野介方可<sup>(秋良)</sup>被<sup>(秋良)</sup>申候、恐々謹言、

三月廿一日

興房判

栗屋備前守殿進之候<sup>(1)</sup> (傍線部は筆者、以下同)

松浦氏によると、①の史料は惣領への披露が惣領家譜代家臣(栗屋氏)より直接おこなわれることを示し、②の史料は庶子元就へは惣領家譜代家臣からの伝達では「礼」を失するため、傍線部にあるように、「執権」志道広良を通したとする。

ここで注目したいのは、松浦氏は①と②の史料を永正一四年(一五一七)に発給された文書として年次比定をおこなっているものの、同時期にしては、発給月日や書面内容が異なっている点である。また、②の史料と同日付の井上元貞宛て陶興房書状は、『萩藩閩閩録』において大永五年(一五二五)に年次比定されていることから、再考の余地がある。<sup>(12)</sup>

そこで②の史料に注目すると、「御現形」の語が確認でき、これを大永五年のものとして考えるならば、この年に毛利氏は、尼子方から大内方へ転向するのであり、この行動が「御現形」の語に示されているといえる。したがって、②の史料は永正一四年ではなく、大永五年に年次比定しなければならぬのであり、大永五年と位置づけた場合、既に元就は毛利氏の家督を継承している。つまり、志道広良は元就の述べる「執権」の立場にあり、彼の名がみえることは不思議ではない。松浦氏は、①と②の史料を永正一四年とし、②の史料は庶子元就へは惣領家譜代家臣からの伝達では「礼」を失するので「執権」志道広良を通したと説明するものの、年次比定を誤つ

ており、そのようには説明し難いのである。

そのため①の史料で、惣領への披露が惣領家譜代家臣より直接おこなわれることを示すとした点についても、松浦氏が①の史料と同時期とした②の史料は既に、毛利氏の家督を継承した元就であるので、惣領への伝達ルートとして「執権」を介する場合もあったことを示す。したがって、「礼」の視点から「執権」固有の役割を説明することは難しいであろう。

すなわち、松浦氏は「礼」の視点や身分秩序といった部分を重視するものの、史料にみえる「執権」の実態と松浦氏の述べる執権制との間には齟齬が生じている。そのことをふまえるならば、「礼」の視点や身分秩序に注目し、「執権」を考察するのではなく、史料上どのような局面に坂氏や志道広良の存在が確認でき、役割を果たしていたのかという具体的な動向から「執権」の活動を捉え、当該期の毛利氏権力のなかに位置づける必要がある。

また松浦氏は、「執権には庶子家が就任しなければならぬ」と指摘する<sup>15</sup>。一方でなぜ庶子家、そのなかでも坂、志道氏が「執権」とされるのか、この点を考察することも、やはり当該期の毛利氏権力の構造や特徴を明らかにする上で重要と思われる。

そこで次章では、庶子家のなかでも残存史料の多い福原氏を加え、庶子家として一括りにされがちな福原、坂、志道各氏の動向を個々にみていくことで、各々が果たしていた役割や性格の差異に注目したい。その際、「はじめに」でも述べ

たように、当該期の毛利氏を取り巻く、上級権力・近隣国人の動向を併せて考察し、庶子家の毛利「家中」への参入過程について検討したい。

## 第二章 応仁・文明年間から永正年間における毛利氏権力

### 第一節 各庶子家の動向

毛利惣領家と庶子家が対立関係にあったことは、既に指摘されており、庶子家のなかでも、麻原氏と坂氏は毛利氏の命に従わない存在であった。例えば、寛正七年（一四六六）三月の毛利豊元雑掌申状には「最前大和在陣時、御切堪依<sup>レ</sup>加、一族麻原三郎、坂太郎右衛門尉、多武峯落居以後罷上、属三熙元一畢」とあり、豊元の父毛利熙元が幕府の命を受け、大和に出陣した際、「御切堪」を加えたこと<sup>16</sup>で、麻原三郎と坂太郎右衛門尉を出陣させるに至った。つまり、麻原・坂両氏の出陣が容易におこなわれなかった様子がわかる。そして麻原氏は、長祿四年（一四六〇）に毛利豊元によって罪科に処された<sup>17</sup>。以下では、このちの庶子家の動向について考察をおこないたい。

#### （一）福原氏の動向

毛利惣領家との関係の深い庶子家も存在し、それが福原氏であった。応永二五年（一四一八）、小法師（毛利熙元）、庵

室（福原広世）と「御一家」すなわち他の庶子家との紛争があった。<sup>18</sup>この紛争において、福原氏は毛利惣領家側に立っており、他の庶子家とは異なり、早くから毛利惣領家との結びつきを有していた。また寛正六年（一四六五）には、毛利豊元と福原広俊が「兄弟之契約」を結ぶ関係となり、後述する文明三年（一四七一）、毛利氏の東軍方から西軍方への転向を主導したのは、福原氏であった。

このように、毛利惣領家と庶子家は麻原、坂両氏のように対立していただけではなく、福原氏のように協調関係にあった庶子家も存在した。そして、毛利惣領家と庶子家の関係が大きく変化していくのは、先行研究において述べられているように、応仁・文明年間頃と考えられる。<sup>20</sup>

呉座勇一氏は、応仁・文明の乱の勃発に伴い、「本国」地方と京都＝中央での戦闘を同時に遂行するため、国人の「家」において被官層への委任傾向が強まった」とし、「当主と家臣団の二重構造に基づく領主組織たる「家中」が成立」したと指摘する。久留島典子氏が指摘した文明九年（一四七七）の益田氏と三隅氏との協約を呉座氏は、「重層従者たる被官層が明確に「家中」の内部に位置づけられたことを意味」するものとする。<sup>23</sup>つまり、応仁・文明の乱は各地の国人の権力構造に変化をもたらしたと考えられる。それでは、毛利氏の場合はどうであったのか。

毛利氏は乱勃発当初、東軍方として行動しており、この時、毛利豊元は京都へ出陣し、福原広俊は安芸国に在国していた。

そうしたなか、西軍方として京都で活動していた大内政弘は、安芸国の東軍方勢力を制圧しようとした。その一環として、毛利氏の西軍方への転向を企図し、その結果、毛利氏の西軍方転向は、福原氏を介することにより実現した。

〔墨引〕

雖<sub>下</sub>未<sub>レ</sub>申<sub>上</sub>通<sub>レ</sub>候、以<sub>レ</sub>次令<sub>レ</sub>啓候、抑<sub>レ</sub>毛利殿御事、以<sub>二</sub>御取合<sub>一</sub>当<sub>大内氏</sub>家御一味自他肝要候、<sup>①</sup>今度色々御芳志之次第、

坂殿・堀殿より承候間、具京都へ注進仕候、左京大夫<sup>（大内政弘）</sup>

可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>御礼<sub>一</sub>候、<sup>②</sup>余難<sub>レ</sub>謝御志候之間、先当郡内一所

可<sub>二</sub>進置<sub>一</sub>候之由、坂殿申入候、已後者雖<sub>下</sub>無<sub>二</sub>差儀<sub>一</sub>候上、

細々可<sub>二</sub>申入<sub>一</sub>候、又蒙<sub>レ</sub>仰候者本望候、当郡弓箭事、落

居不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>幾程<sub>一</sub>候、早々以<sub>二</sub>面上<sub>一</sub>諸篇可<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>

心中候、毎事期<sub>二</sub>後信<sub>一</sub>候、恐々謹言、

壬八月六日 行房（花押）

福原殿 御陣所

〔折紙ウハ書〕 安富左衛門大夫

福原殿 御陣所 行房<sup>③</sup>

傍線部①から、福原氏の大内氏に対する「色々御芳志」を坂氏と堀（保利）氏が取り次ぎ、東西条代官の安富行房に伝達したことがわかる。福原氏の本拠から、東西条に至る間には、坂氏や志芳堀天野氏が存在しており、長谷川博史氏が指摘するように、彼らによる意思伝達は、地理的条件による領主間結合に基づく部分もあったと考えられる。<sup>26</sup>

また、傍線部②から、大内氏から福原氏への給地宛行も坂氏が取り次いでいることがわかる。つまり、この時期の福原、坂両氏は、毛利惣領家を介さずに、大内氏へ意思伝達をおこなっており、この点、毛利惣領家に対する自立性を有していたといえよう。すなわち、福原氏や坂氏がこの時期、明確に毛利「家中」内に参入していたとは断言できないものの、毛利惣領家の進退に関与していることは、注目に値する。これまで対立関係にあった麻原氏を罪科に処したことを一つの契機として、毛利惣領家と庶子家の関係は、毛利惣領家が優位な形へと変化した。そのことが応仁・文明の乱における福原氏と坂氏の行動に結びついたと考えられるのである。

このうち、文明三年末頃には、福原氏は「殊毛利礼部被<sub>レ</sub>参<sub>二</sub>御方<sub>一</sub>候之次第」とあるように、毛利氏の西軍方転向の功労を大内政弘から直接賞されている<sup>(2)</sup>。また、文明四年(二四七二)末から同五年初頭頃には、備後国守護代の宮田教言などから小国郷の地頭分を与えられている。これは西軍方の山名政豊勢力と東軍方の山名是豊勢力との間の合戦に際し、与えられたのであろう。ここから福原氏は、備後国においても西軍方より重視され、活動していたことがわかる。一連の備後国での合戦で毛利氏は、伊多岐・重永・山中・横坂要害の権益を獲得しているが、これらには小国郷の地頭分は含まれていない。したがって福原氏が独自に獲得したものと考えられ、やはりこの時期の福原氏は、毛利惣領家に対する自立性を有する存在であったといえる<sup>(3)</sup>。

## (二) 坂氏・志道氏の動向

第一章でも述べたように、坂氏は毛利豊元の代から「執權」を務めていたとされる。

豊元御事、無<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>次第候、仍為<sub>二</sub>御吊<sub>一</sub>、従<sub>二</sub>山口<sub>一</sub>

被<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>使僧<sub>一</sub>候、御愁歎察存候、恐々謹言、

七月十三日 (文明八年) 行房(花押)

兼時下総守殿

飯田下野守殿

進之候<sup>(4)</sup>

この史料は、毛利豊元の死去に際して、大内氏家臣安富行房が送付した弔文である。宛所は兼時下総守と毛利氏譜代家臣の飯田下野守であり、この兼時下総守は「坂古下総守」と考えられ、兼時下総守の実名は広正、兼時氏は坂氏のことである<sup>(5)</sup>。注目すべきは、兼時下総守が譜代家臣の飯田とともに宛所にみえる事実である。この事実は、文明八年頃における坂氏が毛利「家中」に位置づけられていることを示していると考えられ、実際これよりのちに、毛利「家中」での活動がうかがえる。先述した福原氏が同時期、毛利惣領家に対する自立性を有していることをふまえるならば、坂氏と福原氏の性格に差異がみられるといえよう。

さらに、坂氏の動向に注目してみたい。(明応四年)八月九日付元治書状案并某書状案は、毛利弘元と坂兵部少輔を宛所とする書状である。坂兵部少輔宛ての書状には、「猶能々

入魂之指南被<sub>レ</sub>申候ハ、肝要事候」とあり、「入魂之指南」を坂兵部少輔に求めていることがわかる。すなわち当主毛利弘元に対する「入魂之指南」を坂氏に要請しており、当該期の坂氏が外部からみても、毛利「家中」において、重要な立場にあったといえる。

ここで、この坂兵部少輔という人物について考えたい。坂兵部少輔は、兼時下総守広正の子息と考えられる人物であり、のちの永正八年に中郡衆の段銭負担を誓約した書状にあらわれる坂下総守と同人物とみられ、「同子之下総守」である<sup>(37)</sup>。これまで注目されてこなかったが、「壬生家文書」のなかに、この坂兵部少輔の実名を記した包紙があり、それによると「元有」を名乗っていたとわかる。この包紙の年次は明応六年（一四九七）であり、先ほどの（明応四年）八月九日付元治書状案并某書状案にみえる坂兵部少輔の実名と考えて差し支えないであろう。さらに注目すべきは、父に当たると考えられる兼時下総守が広正を名乗っていたのに対し、この坂兵部少輔は「元有」を名乗っている点である。おそらく、この「元」という字は、毛利弘元からの偏諱である可能性が高く、坂氏と毛利氏の関係の深さがうかがえる事例といえる。

一方、坂氏より分出した志道氏について、志道広良の父元良は明応六年の備後山名氏の内訌に伴う合戦に際して、山名俊豊から感状を拝領している<sup>(38)</sup>。これより以前にも、子息の志道広良が山名俊豊から書状を拝領しており、この頃の志道氏は毛利氏に対する自立性を有していたといえよう<sup>(39)</sup>。さらに、

志道氏が同時期の坂氏と立場を異にした点は、次の史料からもうかがえる。

於<sub>二</sub>今度備後<sub>一</sub>山内討<sub>二</sub>太刀<sub>一</sub>取<sub>レ</sub>頸、忠節無比類<sub>一</sub>之条  
尤神妙之至候、猶以兵部少輔可<sub>レ</sub>申候、謹言、

明応六年

卯月十二日

弘元御判

保垣右衛門大夫殿<sup>(40)</sup>

この感状は、前述した備後山名氏の内訌に伴う合戦において、毛利弘元が保垣右衛門大夫に対して、発給したものであり、同日付のほぼ同内容のものが、児玉左衛門五郎にも与えられている<sup>(41)</sup>。保垣・児玉氏は毛利氏本領の近隣の中小国人であり、本来は毛利氏と対等の国人である。ここで注目したいのは、傍線部より兵部少輔<sub>〓</sub>坂元有が感状の伝達において、関わっていることである。さらに、「福永家文書」の中に、明応七年一月三日付元有宛行状があり、これは坂元有の宛行状と考えられる。文中に、「西山中いそのかうち之内行守名・殿敷名両名之年貢事、今度弓矢二一段と忠節候間、扶持候」とあり、備後山名氏の内訌に伴う合戦に際し、年貢を扶持していたことが確認できる。

ここまで述べてきたことをまとめると、文明から明応年間、前項で確認した福原氏や坂氏から分出した志道氏は、大内氏や山名氏から書状や感状を拝領するといった上級権力との直接的な関係がみて取れる。一方で、坂氏は毛利氏の発給する感状の伝達をおこなっており、このことは毛利惣領家と



の関係において福原・志道氏と坂氏の差異を示すものといえよう。

## 第二節 福原・志道氏の毛利「家中」への参入過程

明応年間の山名政豊・俊豊父子による抗争は、備後守護山名氏の備後国における影響力の後退を意味した。<sup>(45)</sup>このことは、山名氏との関係を有した福原氏や志道氏の存立にも影響を与えたと考えられ、実際これよりの中には、福原氏や志道氏は毛利惣領家との結びつきを強めていく。まず福原氏をみると、明応七年（一四九八）三月二一日付で、福原氏と毛利氏の譜代家臣である渡辺氏との間に盟約が結ばれている。双方で取り交わされた起請文の内容に関して、福原氏宛ての起請文には、「雖<sup>レ</sup>然前々より一篇蒙<sup>二</sup>御扶持<sup>一</sup>一度存候」とあり、渡辺氏側から福原氏に働きかけた結果、起請文が取り交わされたのである。<sup>(46)</sup>これは、毛利氏の譜代家臣である渡辺氏が福原氏の「御扶持」を期待し、毛利「家中」における影響力を高めようとしたと考えられる。<sup>(47)</sup>

続いて明応九年（一五〇〇）一月二八日付で、福原少輔次郎元澄は左近丞貞俊の名乗りを毛利弘元より認められてお<sup>(48)</sup>り、さらに永正七年（一五一〇）九月一六日付で、毛利興元による福原広俊の福原家督相続承認が確認できる。<sup>(49)</sup>しかし、原文書を確認すると、いずれも文言や花押の形状に不審な点がみられ、これらの文書内容の扱いは注意を要する。<sup>(50)</sup>但し、仮にこのような文書を後世に作成したとするならば、明応か

ら永正年間にかけての毛利惣領家との関係が後世の福原氏からみても、重要な時期であった可能性が高い。この時期の福原氏の具体的な動向がうかがえる史料は少なく、これ以上の推測は避けなければならないが、先述の文書が伝来していることから、当該期に毛利惣領家と福原氏との関係の深化を想定することは、あながち間違いないと思われる。

また、次の史料からは、福原氏と志道氏との関係がうかがえる。

就<sup>二</sup>条々儀<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>罰文<sup>一</sup>承候、尤祝着候、多治比動之時、無<sup>二</sup>御出張<sup>一</sup>之儀、非<sup>二</sup>余儀別心<sup>一</sup>之事、

一福原与井上越前守申結子細、内儀左近丞与不<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>相談<sup>一</sup>之由、承候事、

一惣而对<sup>二</sup>我々親子<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>構<sup>二</sup>余儀緩怠<sup>一</sup>、已後尚自他之放縁者近付、任<sup>二</sup>弘元親子之儀<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>忠節<sup>一</sup>之由、承候事、

此条々承分候上者、聊於<sup>二</sup>我々<sup>一</sup>残<sup>二</sup>意根<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>存<sup>二</sup>等閑<sup>一</sup>候、此旨偽候者、

八幡大菩薩・巖島両大明神・祇園牛頭天王可<sup>レ</sup>蒙<sup>二</sup>御罰<sup>一</sup>候、  
（以下、藤野山宝印）  
治部少輔

文亀二年八月廿二日 弘元（花押）

志道大藏少輔殿 （弘元）

この史料は、文亀二年（一五〇二）、毛利弘元から志道広良へ与えられた起請文である。一箇条目の傍線部より、福原（貞俊）と井上越前守の間での「申結」に際し、その「子細」

について、志道広良は左近丞（福原貞俊）とは「不<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>相談<sub>一</sub>」とのことを弘元が承知したとわかる。すなわち、両者の「申結」に関して、志道広良は関与していない旨の弁明を弘元に對し、申し入れたのである。具体的な内容は知り得ないものの、これに先立つ延徳二年（一四九〇）六月に福原元澄が井上越前守に對し、「福原村之内河成」について「廿ヶ年間代三貫文売申」しており、「大儀大役など」の時を除き、「役等」の負担を免除されていた事実がみえる。ここから今回の「申結」の内容も、この「福原村之内河成」に係る可能性が考えられる。一箇条目の内容については、どの程度事実を反映したものか明確ではないものの、このような内容が記されている以上、当事者の福原氏と第三者である志道広良との間における結びつきを想定することは、可能と思われる。

また、起請文全体の内容からは、弘元が志道広良に對し疑念を抱いていたことがうかがえ、そのような弘元の疑念を払拭するために、広良が弁明と「弘元親子」への忠節を表明したのである。したがって、この起請文の内容からは、志道氏の毛利惣領家との関係における自立性がうかがえる一方で、弁明と忠節を表明することにより、毛利弘元の疑念を払拭しようとし、毛利惣領家との関係を緊密にしようとした事実も読み取れる。明応年間における志道氏の軍事面での活動をも、毛利惣領家側にとつて、志道氏との関係を緊密にすることに、利点があったと考えられ、このような起請文

を取り交わすことになったと推測される。

このように明応から永正年間にかけて、福原氏や志道氏が毛利惣領家との関係を深化させた事実が、史料上垣間みえる。その背景の一つには、先述の山名政豊・俊豊父子による抗争に伴う、山名氏権力の備後国からの後退が想定できよう。福原氏と志道氏は、山名氏から直接書状を拝領しており、この点、毛利惣領家との関係において、自立性を有する存在であった。そのような福原氏と志道氏にとつて上級権力である山名氏権力の後退は、彼らの存立に影響を与えたと推測され、毛利惣領家との結びつきを重視するきっかけとなったのではないだろうか。河合氏は、「譜代の力によつて庶家が押えられ」たとするが、本節で検討したことをふまえると、そのようには断言できない。また、柴原直樹氏は、毛利氏の備後国への進出は、「守護権力の後退に伴う国内の混乱に乗じて果たされ」たとする<sup>55</sup>。やはり、山名氏権力の備後国からの後退は近隣国人に大きな影響を与えたと考えられる。

さらに、当該期の毛利「家中」の変容を考える上で、重要と思われる事象に永正四年（一五〇七）末からの大内義興の上洛が挙げられる。節を改めて、考察をおこないたい。

### 第三節 大内義興の上洛と安芸・石見国人への影響

大内義興の上洛は永正元年（一五〇四）頃から意識されていたようであり、その後中央政局の動向をみながら、実際に上洛を開始したのは、永正四年末であった<sup>56</sup>。その際、安芸・

石見の国人の多くが大内氏に随伴し、上洛した。しかしながら、先行研究において指摘されるように、永正八年(二五二一)末までには、「陨落」する者が現れ、毛利氏もその一氏であった。<sup>(26)</sup>

以上の政治状況のなか、この時期の毛利氏権力を考察する上で重要と思われることに、松浦氏が指摘する給所宛行状の成立の問題がある。そのなかで、松浦氏は給所宛行状の対象地について、一つは毛利氏権力が貫徹し得ない地域、すなわち毛利氏の本拠地以外の所領において成立すると指摘する。それは家臣がその給所を将来に渡って保持するため、給与されたことを明確に示す文書を必要とするためと考えられている。そしてもう一つは、毛利氏本拠地内における庶子旧領を対象として、在地の支配秩序の変化を契機として成立するとされる。

村井良介氏も天文年間以降の毛利氏による宛行状を分析するなかで、新征服地においては、毛利氏が権利関係を十分に把握していないことを指摘し、給人側が権利を証明する文書の発給を望んだのであろうと述べる。やはり、家臣(給人)側からすると、新しく給所を与えられたとしても、その給所が遠隔地所領の場合、安定的に維持するためには、毛利氏権力による保証を明確に示される必要があったと考えられる。<sup>(27)</sup>

一方で松浦氏の見解をみると、給所宛行状がどのような給所を対象として成立するのかは述べられているものの、なぜ永正年間に給所宛行状が成立するのかについては、明確に言

及していない。この点を本節では大内義興の上洛の影響があったのではないかと推測のもと、以下検討をおこなう。

大内義興の上洛は、安芸・石見の国人にとつて、大きな負担を強いられることとなった。上洛の影響を考える上で、示唆的なのは石見小笠原氏の事例である。佐伯徳哉氏によると、石見小笠原氏は、被官である井原氏が所持していた代々の新給地を永正五年六月一日付で本領として認めた。<sup>(28)</sup> 注目すべきは、この本領部分にまで「分錢十弍貫之地」として、分錢高表示を持ち込んでいることであり、それは井原氏のような「在地の新興勢力を、軍役以下の諸役の体系のなかに強力で捕捉しようとする意図を持っていたもの」と指摘する。<sup>(29)</sup> その上で、なぜ小笠原権力が井原氏のような在地の上層農民層を権力の末端に取り込む必要があったのかについて、大内義興の上洛に随伴するための「人的・物的な基盤を急いで整える必要に迫られていた」と述べる。<sup>(30)</sup> つまり、大内義興の上洛は、国人の権力構造に少なからず影響を与えたといえよう。

このことをふまえ、毛利氏の事例を検討したい。

備後国津田郡之内是弘名・行連名・中村名・宗末名・袴物屋・法泉名、合六名為<sub>二</sub>給所<sub>一</sub>宛<sub>二</sub>行<sub>一</sub>之<sub>一</sub>者也、相当之<sub>二</sub>所役等無<sub>二</sub>々沙汰<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>勤候、仍<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>定状如<sub>レ</sub>件、

永正五年十月十日

興元御判

渡邊七郎右衛門尉殿<sup>(31)</sup>

毛利氏における給所宛行状の初見は、右に示した史料とされる。永正五年一〇月一〇日付で、給所宛行の対象地は備後

国内であり、毛利氏の本拠吉田から離れた遠隔地所領である。宛行状の文中には、「相当之所役無<sup>レ</sup>々沙汰<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>勤候」という記述がみえる。これは、給所に伴う所（諸）役を滞りなく果たすようにとの意であり、給所を宛行うからには、当然ながら諸役負担も伴うものであった。先にみたように、当該期の石見小笠原氏が上洛のために人的・物的な基盤を整えようとしていた事実と永正五年一〇月一〇日という発給年月日を考慮するならば、上洛に伴う費用捻出が当該期の毛利氏にとって喫緊の課題であったと考えられる。

つまり毛利氏（当主）側は、諸役負担の履行を明確化させるため、この給所宛行状の作成に踏み切ったのではないだろうか。したがって給所宛行状の成立は、松浦氏の指摘する家臣側の要求のみだけではなく、当主側の論理も考慮しなければならぬであろう。実際に毛利氏はこのうち、上洛中の家臣の功績を調査し、諸役免除などをおこなっている。このうち免除が認められる家臣が存在した一方で、上洛せず軍役を果たさなかった家臣には、諸役負担が強いられたと推測され、やはり上洛に伴う費用捻出は、当該期の毛利氏にとって喫緊の課題であったと捉えられる。

さらに、備後国の所領を毛利氏が山名氏より拝領して、二十年以上経過しているなかで右の給所宛行状が成立する事実について、これも上洛による当主興元の不在という影響を考慮しなければならないであろう。例えば、永正七年に石見国の益田氏と高橋氏が起請文を取り交わしており、同日付の

高橋元光書状に、「同名・被官人等、如<sup>二</sup>先々<sup>一</sup>御契約之儀、以<sup>二</sup>判形<sup>一</sup>雖<sup>二</sup>申合候<sup>一</sup>、只今無<sup>二</sup>在洛<sup>一</sup>候之間」とあり、「同名・被官人等」が在洛していないために起請文に今回署判できなかったことがわかる。この事例に関して、呉座氏は「本領の支配に不安を感じ、両氏間での紛争の平和的解決を定めた一揆契約を結んだのであろう」と指摘する。つまり国人とその家臣らにとって、上洛し、自らの本領を離れる事態は、大きな不安要素であったと思われる。

また松浦氏は、給所宛行状の成立以前には、口頭でのやり取りでの宛行がおこなわれていたと指摘する。当主である興元が上洛に伴って本領に不在という状況を考慮するならば、口頭でのやり取りでは、宛行履行を確実なものとするには不安がつきまとうのは当然である。ましてや、遠隔地所領のような給所ならばなおさらであろう。そのような不安を払拭するために、これまでにはなかった「給所」文言を記載した宛行状を発給し、当主―家臣間の関係をより強固なものにしやうとしたのではないか。そして給所宛行状は、家臣側からすると、給所を与えられたことが明記された証として機能し、当主側からみれば、給所宛行に付随する形で諸役負担を明確化する意味合いがあったと考えられるのである。<sup>⑥</sup>

そして、毛利氏が京都から「闕落」し、安芸国へ帰国したのちの永正八年一〇月、中郡衆と呼ばれる近隣中小国人が役銭負担を誓約し、毛利氏と主従関係を結ぶ。<sup>⑦</sup>このうち坂下総守宛ての書状には、毛利氏が「京関東御役」、「御在京・御在

永正年間に形成されたのである。

### 第三章 「執権」志道広良の動向にみる毛利氏権力の変容過程

山口」を務める際に役銭を負担するとある。これは中郡衆が毛利氏に付き従い、上洛する際の軍役などは免除されるものであったといえる。中郡衆にとって、直接軍役を果たすよりも、毛利「家中」に入り、役銭負担で軍役を回避する方が好都合であったと思われる、本領を離れることに関して、やはり不安がつきまわっていったと推測される。

このようにして、明応から永正年間に、毛利「家中」は拡大するのであり、第二節で考察した福原氏、志道氏といった庶子家や中郡衆といった近隣国人が毛利「家中」に参入していくのである。そのような状況下で、先行研究も指摘するように永正八年から同一〇年（一五二三）四月の間に、坂氏（下総守・兵部少輔を名乗る）が史料上確認できなくなる。福原氏や志道氏と比較して、早くから毛利「家中」で活動していた坂氏の動向が確認できなくなる事実は、毛利氏の権力構造に大きな変化を生じさせたと推測される。実際、坂氏の本領坂郷は、譜代家臣である井上与三右衛門尉と渡辺木工助に一五〇貫ずつそれぞれ宛行われており、この井上・渡辺両氏は、第二節で指摘した福原氏との関係がみえる氏族である。

そして、「執権」もこの時期、坂氏から志道広良に交替したといえ、このうち福原広俊と志道広良が台頭する。毛利元就の家督継承を主導したのも、この二人と井上元兼であり、元就の居所の多治比に向かった人物には、井上元兼と渡辺勝、そして志道広良の使者がみえる。大永三年（一五二三）に元就への家督相続が図られるが、それを可能にした人的基盤は、

松浦氏は、執権制が「次第に行われなくなっていく」理由に、近隣国人・土豪と惣領家譜代家臣の動向を挙げ、そのことが、「惣領家の家父長的家産制支配を変質させ、ひいては執権が立脚していた「家」の身分秩序を動揺させた」と説明する。また、家臣の在地領主としての進展から、「家臣は「家」内の諸身分秩序ではなく、より新たな「家中」としての自覚をもって結合」すると指摘する。つまり、「執権」が立脚していた「家」の身分秩序の崩壊、すなわち「家中」の成立と執権制の終焉を関連づけて捉えている。

しかし、「礼」の視点や身分秩序から説明する執権制への疑義は、第一章で示したところであり、このような執権制の終焉に関しても、松浦氏の議論をそのまま適用するわけにはいかないであろう。そこで本章では、永正一〇年以降の志道広良の動向に着目し、彼の活動がどこまでみられるのかを確認したい。松浦氏が毛利「家中」の成立として注目した享禄五年の家臣連署起請文（以下、享禄起請文とする）以降にも、志道広良の活動がみられるならば、身分秩序を重視する松浦氏の執権制はやはり成り立たないと考えるからである。

まず永正一〇年以降の志道広良の動向として、指摘すべき

は、毛利元就の家督相続に際して、主導的な立場を取った一人であった点である。永正一〇年に元就と広良は、起請文を取り交わし、互いに「申合」＝盟約を結び、当主興元への奉公忠節を誓約している。この時、元就と広良の関係は形成され、大永三年の元就家督相続へ繋がったといえよう。元就の居所である多治比には、渡辺勝、井上元兼に加え、志道広良の使者として、井上有景と国司有相が遣わされている。そして、七月二五日、毛利家臣一五名による元就の家督相続を認める連署書状が作成されるが、その作成を主導したのは、志道広良であった。

右にみてきたように、志道広良が主導し、元就の家督相続がおこなわれた。この後、大永五年に、毛利氏は尼子方から大内方へと転向するが、その際、米山城に籠もる天野氏の大内方への転向を主導したのはやはり志道広良であった。この時、毛利元就、志道広良と天野興定が、それぞれ起請文を交換しているが、志道広良との起請文には、「兄弟御契約」の文言があり、二つの起請文に差異がみえる。おそらく、毛利氏と天野氏の間において毛利氏の優位性を示そうとしたものとみられ、このことを企図したのも、志道広良と推測される。

また大永七年（一五二七）の備後国和智郡細沢山合戦では、志道広良が毛利軍を率いており、実際の戦闘においては、子息の志道大蔵大輔が中心的な役割を果たしていた。さらに、享祿三年（一五三〇）と推定される五月二八日付陶興房書状においては、広良に対し、尼子氏と塩冶氏の戦争に関する情

報提供を求めている。出雲国の情勢について、大内氏は毛利氏、特に志道広良を窓口として、情報を得ていたのであり、陶興房―志道広良のラインによって、この頃大内氏と毛利氏は緊密な関係を築いていたといえよう。

ここで、元就の花押の形状から大永・享祿年間にかけてのものと思われる次の史料に注目したい。

中馬妙勸寺事、飯田三郎右衛門尉雖「御扶持地候」、内々承<sup>三</sup>子細<sup>一</sup>候<sup>二</sup>付て、西条之内大竹名を三郎右衛門尉方へ替之地<sup>二</sup>申成、御一行取付遣置候、然上者妙勸寺事明所<sup>二</sup>候条可<sup>二</sup>御心安<sup>一</sup>候、猶向後不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>競望<sup>一</sup>之由、三郎右衛門尉方へ以<sup>二</sup>書状<sup>一</sup>申ことハリ候、為<sup>二</sup>御心得<sup>一</sup>候、恐々謹言、

十二月廿日

元就（花押）  
広良（花押）

井上七郎三郎殿（元貞）

右の史料は、井上元貞と飯田三郎右衛門尉の給地の問題に関する元就と志道広良の連署書状である。重要なのは、連署の形態を取っている書状は、この史料一点のみということである。元就との連署者としてみえる人物は、後の当主隆元や輝元、そして吉川元春や小早川隆景という元就子息たちであることをふまえると、この史料は異例である。すなわち、両者の合意形成のもとに発給されたものといえ、当主を補佐する「執権」志道広良の立場を物語る史料である。さらに、次の史料にも注目したい。

井上元貞  
井兵儀付而蒙<sup>レ</sup>仰候、得<sup>三</sup>其心候<sup>一</sup>、赤<sup>三</sup>十所<sup>一</sup>も被<sup>レ</sup>仰届<sup>レ</sup>候哉、左候而御打渡被<sup>レ</sup>遣候而、可<sup>レ</sup>然候<sup>一</sup>、御打渡之通心得申候、謹言、

(天文三年)  
四月三日

上州  
まいる

治部  
元就

奥口所帯御支配不足分爲<sup>三</sup>引足<sup>一</sup>、西条法花寺半濟代参貫文定可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>レ</sup>指之由、所<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>三</sup>出之<sup>一</sup>也、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>存<sup>三</sup>其旨<sup>一</sup>之状如<sup>レ</sup>件、

天文三年

四月三日

井上兵庫助殿

(志道広良)  
上野介判

前者は、元就が広良に対し、井上元貞への打渡しをおこなうよう命じている。後者は、広良から元貞に対し、打渡しの詳細が述べられている。後者の史料に天文三年（一五三四）とあることから、前者も同年月日付と考えて差し支えないだろう。ここで傍線部をみると、譜代家臣赤川就秀のもとに今回の件を伝達しているかどうか、元就が確認している。つまり、この井上元貞の打渡しの場合において、広良は赤川就秀との間で意見調整に当たったと考えられ、元就の意を受け、譜代家臣とのやり取りも担っていたのである。

また、同年に広良は、元就を「公儀」として位置づけようとした事例がみえ、この「公儀」文言は毛利氏においては初出の事例である。さらに、天文一〇年（一五四一）一〇月に

は、村山四郎大夫へ宛てた書状の中で、「去年春防州下参候、当年夏帰国候、尼子至<sup>三</sup>吉田<sup>一</sup>取出候、防州依<sup>三</sup>御加力<sup>一</sup>大敵退散候」と述べている。ここから、天文九年（一五四〇）の尼子氏による吉田郡山合戦において、「防州」の「御加力」によって尼子氏を「退散」させたことが読み取れるのであるが、注目すべきは、「去年防州下参候」と述べている点である。

つまり、天文九年の春より、広良は「防州」、すなわち大内氏の元へ「下参」していた。この時、元就の嫡子である隆元が、人質として大内氏の本拠である山口へ赴いていることから、元就の名代として広良は「下参」していたと思われる。

ここでは、以前より関係の悪化していた尼子氏への対応を巡って、大内氏とやり取りがおこなわれたものと考えられ、吉田郡山合戦における大内氏の援軍も広良が関与していた可能性が高い。

以上、断片的な史料情報ではあるものの、史料にみえる志道広良の動向は、享禄五年以降天文年間に入っても、毛利氏の内政・外交両面において、重要な立ち位置にあったと指摘できよう。

それでは、どの段階で志道広良の動向に変化がみられるのであるのか。それは、天文一〇年代半ばと思われる、実際この頃より広良の文書発給は少なくなっていく。同時に注目すべきは、隆元の家督相続前後である天文一五年（一五四六）頃より、元就と隆元それぞれの奉行人が共同で活動し始める点である。その初見は堀越惣中の一員であった小寺氏らとのや

り取りである。<sup>(97)</sup> 彼らは、堀越城主の敬秀の死去に伴って、毛利氏に庇護を求めた。その一連のやり取りは、元就が主導しているものの、元就・隆元奉行人によってやり取りをおこなっている点が注目される。ここでは、制札に関して、元就の判ではなく、「奉行之判」を据えるという元就・隆元奉行人の主体的な活動が看取される。このように、天文一〇年代半ば、特に隆元への家督相続前後である天文一五年頃から、他氏とのやり取りに奉行人が積極的に登用されていくようになるのである。<sup>(98)</sup>

この点に関して、志道広良の関与がみられた天野氏の事例をみてみたい。天野氏と広良との関係は、先述したように大永五年の大内方への転向を主導し、「兄弟御契約」を結んだ間柄であり、天文一〇年代頃までその関係は、史料上確認できる。<sup>(99)</sup> しかし、天文二三年（一五五四）には、元就奉行人である桂元忠が天野氏とのやり取りをおこなっており、以後永禄年間まで桂元忠が毛利氏と天野氏との取次をおこなう。<sup>(100)</sup> 志道広良の子息たちではなく、元就奉行人である桂元忠が近隣国人とのやり取りをおこなっている点は、これまで「執権」志道広良の担っていた役割を奉行人層が担う形に転換したことをあらわしている。

それでは、なぜこのような方になるのか。要因の一つとして、志道広良が既に高齢であったということが考えられるものの、それならば、彼の子息に引き継がれてもよかったのではないかという疑問も浮かぶ。<sup>(101)</sup> この点を考える上で参考

になるのが、松浦氏も注目した弘治年間の毛利元就自筆書状であり、以下引用する。「元就内之者ハ一円存候ハて、赤左、両右して申付候而こそ可<sup>(102)</sup>候候へとも、左太、兎三石も相副候<sup>(103)</sup>て、元就も旨儀ヲ可<sup>(104)</sup>聞候」とあり、「赤左、両右」（赤川元保、国司元相、粟屋元親の隆元奉行人）のみで事が進むことを警戒し、「左太、兎三石」（桂元忠、兎玉就忠の元就奉行人）を「相副」て、「元就も旨儀」を反映させようとしたことが読み取れる。すなわち、元就の構想として、自らの奉行人を隆元奉行人と共に活動させることで、自らの意を反映させようとしていた。このことをふまえると、天文一五年の隆元の家督相続段階においても、元就は自らの奉行人を介し、隆元に対し、強い影響力を保持しようとしたのではないか。<sup>(105)</sup>

また、坂氏、志道広良が「執権」であった時期の毛利氏当主の家督継承年齢を確認すると、毛利弘元とその子興元はいずれも八歳、興元の子幸松丸は二歳であった。すなわち、既に成年の隆元による家督相続は、元就以前のあり方からすると、異例とも取れる事態であった。そうしたなか元就は、隆元に家督を相続させ、なおも毛利「家中」への影響力を保持しようとしたと考えられる。その姿勢が元就・隆元奉行人の共同執行にあらわれているのではないか。したがって天文一五年以降、隠居元就と当主隆元が併存するという毛利氏権力のあり方が、元就・隆元奉行人による共同執行を創出し、それに伴い、「執権」の活動も終わりを迎えたといえる。

最後に、本章での考察をふまえ、毛利「家中」の成立につ



## おわりに

いて、私見を述べたい。「執権」が「家」の身分秩序に立脚していたとは必ずしも言い切れない点や「執権」志道広良の主體的な活動が天文一〇年頃までみえる点からも、享禄五年の毛利「家中」の成立と執権制の終焉を関連づけて捉えることは難しい。毛利「家中」の成立に関しては、享禄起請文をもとに検討がおこなわれ、その内容面や連署者の一揆的性格がみられることから、毛利氏の権力構造の変容を論じる上で重要視されてきた。一方で、近年は享禄起請文の意義について、見直しもおこなわれており、本起請文のみをもって、毛利「家中」の成立を論じることは容易ではないのが現状である<sup>(6)</sup>。

ここで享禄起請文の連署者に注目すると、連署者に庶子家や中郡衆などの近隣国人の名がみえる。彼らが明応から永正年間に毛利「家中」に参入した事実は、第二章で述べたところである。また当該期は給所宛行状の成立時期に当たり、これは毛利氏（当主）と譜代家臣の關係に変容をもたらすものであった。つまり、享禄起請文の連署者の構成は、明応から永正年間に形成されたといえよう。以上のことから、毛利「家中」の成立時期を明確に示すことは難しいものの、室町期の「二家中」結合から毛利「家中」が形成されていく過程において、明応から永正年間に重要な画期であったと捉えられるのである。

ここまで松浦氏の述べる執権制を再検討するにあたり、応仁・文明年間以降の毛利惣領家と庶子家の關係を当該期の政治状況のなかに位置づけて考察し、「執権」坂氏や志道広良の具体的な動向をみてきた。最後に、本稿で明らかにした事実をまとめたい。

松浦氏の述べる執権制は、「礼」の視点と身分秩序の二点から説明するところに特徴がある。そこで第一章では、松浦氏が執権制を論じる上で注目した史料の年次比定の再検討から、松浦氏の執権制に対して、疑義を示した。

次に、第二章では「執権」の坂氏や志道氏の具体的な動向を考察するため、応仁・文明年間以降の毛利惣領家と庶子家の關係に注目した。その結果、坂氏は、文明八年頃には毛利「家中」で活動していたとみられ、同時期の福原氏が毛利惣領家に対する自立性を有していたことをふまえると、対照的な存在であった。

志道氏も明応年間頃まで、上級権力から直接書状を拝領するなど、やはり坂氏と対照的な存在であった。そのような福原氏や志道氏が毛利「家中」に参入するのが明確になるのは、備後守護山名氏の影響力が後退したのちの永正年間前後と推測される。また、永正四年末から始まった大内義興の上洛に毛利氏は随伴する。ここで重要なのは、同時期に給所宛行状が成立し、毛利氏の帰国後には、中郡衆らが毛利「家中」に

参入するという毛利「家中」の拡大期にあたることである。つまり、毛利氏の権力構造が大きく変容する時期であった。

そして毛利「家中」が拡大するなか、永正一〇年には、坂氏の本拠坂郷に渡辺氏と井上氏が代官として任じられる。これと軌を一にして、坂氏（下総守・兵部少輔を名乗る）が史料上確認できなくなるのであり、恐らく毛利「家中」から排除されたものと考えられる。庶子家のなかでも、最も早く毛利「家中」において、活動していた坂氏が排除されたことは「執権」の交代を招いたと推測され、以後、元就と互いに起請文を取り交わした志道広良の主體的な活動がみられるようになる。

第三章では、志道広良の動向に注目したが、広良の活動は、天文一〇年頃まで主にみられる。つまり、松浦氏の指摘する享禄五年に毛利「家中」が成立したことにより、「執権」の立脚していた「家」の身分秩序が崩壊し、執権制がおこなわれなくなっていくとする見解には従うことは難しいのである。また、志道広良の活動が確認できなくなるのと同時に、元就から嫡子隆元へ家督が相続され、元就・隆元の指示に基づき、活動する奉行人があらわれ始める。つまり、隠居元就と当主隆元が併存するという毛利氏権力のあり方が、「執権」から奉行人へと毛利氏の内政・外交の担い手を転換させる要因になったと考えられる。しかし奉行人は、広良が元就と連署したように、元就や隆元と連署をおこなうことはなく、「執権」の担った役割や立場がそのまま全て奉行人へと転換した

わけではない点には、注意が必要である。

また、「執権」に関して改めて指摘すべきは、第一章でも言及したように、元就が「執権」と述べている点である。毛利豊元以降、「執権」として坂氏と志道広良が挙げられているが、この記述は本稿で具体的に確認してきた坂氏や志道広良の活動と重なるのである。文明八年の毛利豊元の死去の際に、同じ庶子家の福原氏と異なり、既に坂氏は毛利氏の譜代家臣である飯田氏とともに宛所になっている。坂（兼時）広正―元有の二代は、ともに八歳で家督相続した毛利弘元、興元という幼少の当主の時期に活動がみえる。幼少であったが故に、当主権力は不安定であったと推測され、その意味において毛利氏の危機的状況を切り抜けるために、坂氏が補佐していたと想定できよう。

そして志道広良は、元就の家督相続を主導した人物であり、元就自身が最も頼りにした人物であったことは、広良との連署書状の存在からもうかがえよう。大永五年以降の毛利氏は、大内方として活動していくが、それを支えたのは、陶興房書状の宛所に名がみえる広良といえるのであり、天文九年の吉田郡山合戦における大内氏からの援軍派兵も、広良によって実現したと考えられる。つまり、毛利氏が大内方として活動しえたのは、志道広良の存在に拠るところが大きいのである。

以上のことから、元就の「執権」呼称の背景には、志道広良という存在が多分にあるといえよう。一方で、豊元代からの坂氏も当主を補佐したという点においては、志道広良と共

通するのであり、そのことから坂氏も加えて「執権」と呼称するに至ったと考えられる。

したがって、松浦氏は元就の認識においてのみ確認できる「執権」に注目し、執権制を論じたものの、これまで検討を重ねてきたように、戦国期に「執権」という職制が具体的に確認できず、執権制が身分秩序をもとに機能していたとは言い難い事実がみられることから、松浦氏が論じる執権制を応仁・文明年間以降、天文一〇年代頃までの毛利氏権力において想定することは難しい。本稿での検討に基づくならば、「執権」は、制度としてというよりも、庶子家の中で、最も早く毛利「家中」で活動し、幼少の当主を支えた坂氏、毛利元就と起請文を取り交わし、元就の家督相続を主導した志道広良の活動に示されるように、当主―「執権」間の個別的関係に基づき活動していた存在であった。すなわち、「執権」はそのような関係に拠りながら、当該期の毛利氏の存立にあたって、重要な役割を担っていたのである。

註(1) 松浦義則「戦国大名毛利氏の領国支配機構の進展」(藤木久志編『戦国大名論集一四 毛利氏の研究』吉川弘文館、一九八四年、初出一九七六年)、加藤益幹「戦国大名毛利氏の奉行人制について」(同上、初出一九七八年)。

(2) 河合正治「戦国大名としての毛利氏の性格」(藤木久志編『戦国大名論集一四 毛利氏の研究』吉川弘文館、一九八四年、初出一九五四年)五頁。

(3) 松岡久人「戦国期在地領主制に関する二、三の問題」(歴史学研究)二六五号、一九六二年)三一頁。

(4) 松浦義則「戦国期毛利氏「家中」の成立」(村井良介編『論集戦国大名と国衆一七 安芸毛利氏』岩田書院、二〇一五年、初出一九八〇年)四八頁。

(5) 松浦義則「国人領主毛利氏の給所宛行状の成立について」(村井良介編『論集戦国大名と国衆一七 安芸毛利氏』岩田書院、二〇一五年、初出一九八一年)。

(6) 前掲註(2) 河合論文、註(3) 松岡論文。

(7) 『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書』四二〇(以下「毛利」に略す)。このほか、毛利元就自筆書状(『毛利』四二四)に「家中執権」という語がみえる。

(8) 天保六年(一八三五)以降に作成されたと思われる山口県文書館蔵の「当役録」(毛利家文庫 一〇諸役一八)に、大永三年から慶長四年(一五九九)までの執権や奉行衆が記されており、そこに「興元公御代ヨリ執権」として「志道上野介広良」の名がみえる。また本史料には、慶長五年以降天保六年までの江戸加判役などの記載もあり、毛利元就の毛利家督相続以降、毛利氏の政務を中心的に担った家臣を記載する方針であったといえる。いずれにしても、本史料は天保六年以降に作成されていることは間違いないが、「執権」という語がみえる理由として、毛利元就自筆書状(『毛利』四二〇)などを参照している可能性が高く、やはり元就の時代にそのような職制があったとは言い難いと思われる。

(9) 前掲註(4) 松浦論文五一・五二頁。

(10) 『秋藩閩閩録』巻七四 粟屋縫殿―一〇九(以下「閩」に略す)。同内容のものが「閩」巻二二六 井上善兵衛―四にある。なお、同文書について『戦国遺文 大内氏編』二〇九〇、二〇九一(以

下『戦大』に略す）では、永正一四年から大永二年と年次比定する。

(11) 『閔』卷七四 栗屋縫殿一〇。

(12) 『閔』卷二六 井上善兵衛一六。

(13) 岸田裕之『毛利元就―武威天下無双、下民憐愍の文徳は未だ―』（ミネルヴァ書房、二〇一四年）三三頁。

(14) 松浦氏はこの他に「執権」による惣領の「家」支配の代行者の機能として、狼藉者の処罰（『毛利』四二四）、惣領に代わって軍事指揮を執っていること（『閔』卷九〇 栗屋七郎右衛門一）などを挙げている（前掲註（4）松浦論文、五〇頁）。

(15) 前掲註（4）松浦論文、五二頁。

(16) 『毛利』一一九。

(17) 『毛利』一三二。

(18) 『福原家文書 上巻』二什書一八（以下『福原』に略す）。なお、本稿で使用した『福原家文書』については、現在、山口県宇部市のまなびの森くすのきに保管されており、同館において原文書の確認をおこなった。

(19) 『福原』三什書一三。

(20) 前掲註（2）河合論文。

(21) 呉座勇一「領主の一揆と被官・下人・百姓」（同『日本中世の領主一揆』思文閣出版、二〇一四年、初出二〇〇八年）二六〇頁。

(22) 前掲註（21）呉座論文、久留島典子「領主の一揆と中世後期社会」（『岩波講座日本通史』第九卷中世3、岩波書店、一九九四年）一三四頁。

(23) 菊池浩幸氏は、「応仁文明の乱を契機に、地域紛争が恒常化・深刻化し、「国家体制」からの離脱（永正期が下限）が顕著になるなか、在地諸集団・諸階層の動向に対応する形で、国

人領主のイエは地域領主（地域社会との関係で家中を形成した戦国期在地領主―筆者註）の家中へ変質」と述べる（同「室町・戦国期在地領主のイエと地域社会・国家」『歴史学研究』八三三三号、二〇〇七年、七〇頁）。参考にすべき指摘であり、本章においても、応仁・文明年間以降永正年間まで着目し、毛利惣領家と庶子家の関係を考察する。

(24) （文明三年）七月一三日付陶弘護書状には、「隨而東西条事、安富左衛門大夫近日入部候、国面々大半御出陣候、此時節有御同心可然様被懸御意候、然者連々御用等之時者、涯分可申談候、併奉憑候」とあり、安富行房の東西条への入部に伴って、「国面々大半御出陣」を請い、毛利氏に対し「御同心」を願ひ出ていることがわかる（『毛利家文庫所収文書』『戦大』一三三）。このもの（文明三年カ）七月廿三日付山名是豊書状写をみると、「毛利治部少輔御暇事」を山名是豊が細川勝元らに願ひ出しており、この日までに毛利豊元が安芸国へ帰国することは決まっていたと考えられる（『毛利』一四三）。そしてこの帰国の背景には、先ほどの陶弘護書状が関係している可能性が高い。なお、（文明三年）四月五日付陶弘護書状では、福原氏に対し「御現形」を促しており（『福原家文書』『戦大』二二二、「福原家文書」のうち、大内氏関連のものは『戦大』の年次比定に基づく）、この頃より、大内氏による毛利氏の西軍方転向は陶弘護―福原氏のラインで企図されていたといえよう。

(25) 『福原家文書』『戦大』一三六。なお、字句に関しては原文書にて校訂をおこなった。

(26) 長谷川博史「安芸国衆保利氏と毛利氏」（『内海文化研究紀要』第二五号、一九九六年）。

(27) 『福原家文書』『戦大』一五五。また、大内政弘母からも同

様に賞賛されている（『福原家文書』『戦大』一五六、一五七、一六一）。

(28) 『福原』三什書一二一一五。

(29) 『毛利』一五一。

(30) 文明一五年（一四八三）から同一八年までの間とみられる時期においても、福原氏は備後守護山名氏の播磨出兵に際し、山名政豊・俊豊父子より書状を拝領している事実が確認できる（『福原』四什書一八一―一八二）。

(31) 『毛利』一五四。

(32) 『毛利』四二〇。

(33) 『大日本古文書 家わけ第九 吉川家文書』三五〇（以下「吉川」に略す）に兼時下総守書状があり、そこに「兼時下総守広正」と名がみえる。また、兼時氏＝坂氏については、（明応四年（一四九五）八月九日付元治書状案并某書状案（『壬生家文書』『広島県史 古代中世資料編V』一一二、以下「広V」に略す）の「兵部少輔ハ元ハ金時と云、今ハ坂ト云也、毛利同名也」という記述から、金時＝兼時氏は坂氏を指す。なお、この点については、秋山伸隆「毛利氏発給の感状の成立と展開」『戦国大名毛利氏の研究』（吉川弘文館、一九九八年）を参照。

(34) 『吉川』三五〇の本文中に、飯田下野守の名がみえ、やはり兼時広正が毛利「家中」において、飯田氏とともに活動していたことがわかる。

(35) 前掲註(33)「壬生家文書」「広V」一一二。なお、本史料の元治は、細川玄蕃頭元治のことである（馬部隆弘「細川国慶の出自と同族関係」、同『戦国期細川権力の研究』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一一年）。

(36) 『毛利』一九七など。

(37) 『毛利』四二〇。

(38) 『図書寮叢刊 壬生家文書 七』一八五七。

(39) 『関』巻一六 志道太郎右衛門一六三。なお、本史料の志道大蔵少輔は志道広良に比定されているが、同時期の志道広良は太郎三郎を名乗っているため、ここでは広良の父である元良と考える。

(40) 『関』巻一六 志道太郎右衛門一五五―一六〇。

(41) 『関』巻二〇 羽仁彦左衛門一二。

(42) 『関』巻一九 児玉四郎兵衛一。また、村井祐樹編『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一九―三 大阪青山歴史文学博物館所蔵中世西国武家文書』（東京大学一般共同研究「大阪青山大学所蔵中世西国武士関係文書の史料学的研究」グループ（代表者／小倉嘉夫、二〇二〇年）に「児玉家文書」として本史料の原文書が紹介されている。

(43) 本感状を考察した秋山伸隆氏は、保垣氏らに対する感状について、「譜代家臣ではなく執権坂氏を通じて伝達されるのは、保垣氏に対する「礼」を示すものであり、それにふさわしい形式（書状形式）が用いられなければならない」と前掲註(4)松浦氏の指摘をふまえて説明する（前掲註(33)秋山論文、三八頁）。しかし、のちの永正一三年（一五二六）に同じく近隣の中小国人である中村氏に対して、書状形式で感状を発給している事例を見ると、この時「執権」とされる志道広良の名は、文書中にみえない。したがって「礼」を示すものとまで言い切るのには難しいのではないだろうか。

(44) 『福永家文書』（山口県史 史料編中世3）一九、以下「山3」に略す。なお、本史料の存在は、秋山伸隆氏のご教示による。

(45) 川岡勉氏は、「山名氏惣領家の父子が骨肉の争いを展開す

るといふ事態は、以後の山名氏権力に大きなダメージを与えていくことになる」と指摘する（同『人物叢書 山名宗全』吉川弘文館、二〇〇九年、一五三頁）。

(46) 『福原』四什書一・二・一三。

(47) この点に関して、岸田裕之氏は、福原氏に対し渡辺氏による再三の要請による取り結びに至った事実と翌明応八年（一四九九）正月に井上元兼が毛利氏より給所を与えられ、「近習並」の奉公を誓って起請文を差し出している事実（『毛利』一六五）などから、「毛利氏家中における井上氏一族とその勢力の伸張を警戒する譜代奉行人渡辺氏との確執に関係して形成されたものではないか」と推測しており（同『芸石国人領主連合の展開』『大名領国の構成的展開』吉川弘文館、一九八三年、四五五頁）、興味深い指摘である。天文一九年七月、井上氏一族の誅伐後の毛利元就井上衆罪状書（『毛利』三九八）の一箇条目をみると、「著座之儀、前々より上を仕候渡辺よりも上を可仕之由」とあり、井上氏一族が毛利「家中」に参入したのち、井上氏が譜代家臣の渡辺氏よりも上に着座していた事例がみえる。どこまで事実であるかは不明であるものの、この一箇条目からは、岸田氏の指摘した点に通じる部分があると思われる。毛利「家中」における井上氏一族の影響力の大きさを考慮するならば、彼らと毛利氏譜代家臣との間に対立が生じることとは不思議ではない。

(48) 『福原』一四什書一。

(49) 『福原』五什書一。

(50) 本文書以前の長享元年（一四八七）一〇月一六日付で福原氏の本領安堵を認める毛利弘元安堵状が福原元澄に対して発給されている（『福原』四什書一三）。この文書についても前掲註（5）松浦論文において、書止文言が「仍執達如件」

とある点や福原元澄の相統は延徳二年である点から疑いを残す文書と指摘されている。

(51) 『毛利博物館蔵文書（毛利家旧蔵文書 志道家文書）』（山口県史 史料編中世2）一、以下『山2』に略す。

(52) 『福原』四什書一四。

(53) 大内氏による少弐政資の「対治」に際して、志道元良は軍事動員に応じており（萩藩閩閩録 志道太郎右衛門）『戦大』九八一、大内氏から志道氏は、軍事面において期待されていたと考えられる。

(54) 前掲註（2）河合論文、五頁。

(55) 柴原直樹『毛利氏の備後国進出と国人領主』（村井良介編『論集戦国大名と国衆一七 安芸毛利氏』岩田書院、二〇一五年、初出一九九三年）一四三頁。

(56) 大内義興の上洛については、藤井崇『中世武士選書21 大内義興―西国「覇者」の誕生―』（戎光祥出版、二〇一四年）を参照。

(57) 前掲註（47）岸田論文。

(58) 前掲註（5）松浦論文。

(59) 村井良介『毛利分国における「戦国領主」の文書発給をめぐって』（天野忠幸他編『日本史史料研究会論文集2 戦国・織豊期の西国社会』日本史史料研究会、二〇一二年）。

(60) 『附録 松江市内所在文書 庵原家文書』（松江市史 史料編4中世II）九。

(61) 佐伯徳哉『戦国期石見小笠原権力の再編と地域支配』（同『中世出雲と国家的支配―権門体制国家の地域支配構造―』法蔵館、二〇一四年、初出一九九三年）三〇二頁。

(62) 前掲註（61）佐伯論文、三〇四頁。

(63) 『閩』巻八七 渡辺助兵衛一。

- (64) 『毛利』二〇五。
- (65) 呉座勇一「奉納型一揆契状と交換型一揆契状」(同『日本中世の領主一揆』思文閣出版、二〇一四年、初出二〇〇七年) 一五一頁。
- (66) 木村信幸氏によると、吉川氏の給所宛行状の成立は永正六年(一五〇九)正月を初見とし、いずれも先給人が存在する關所地を宛行われているのであり、それは、「給人に対して自らが新給人であることを示し、将来にわたって知行の正当性を保持するために宛行状を必要として求め、当主元経はその要望に応えたもの」と指摘する(同「安芸国人吉川氏の権力基盤」『中世遺跡調査研究報告 第3集 小倉山城跡発掘調査報告書』広島県教育委員会、二〇〇二年、二頁)。吉川元経も大内義興の上洛に伴っていることから、吉川氏の場合も永正六年に給所宛行状が成立する背景に、本節で指摘した当主の不在という要因が想定できるのではないだろうか。
- (67) 『毛利』一九五―二〇三。
- (68) 前掲註(13) 岸田著書。
- (69) 『井上文書』(『広』V)一、三三。
- (70) 前掲註(4) 松浦論文、五三頁。
- (71) 前掲註(4) 松浦論文、五四頁。
- (72) 『毛利』三九六。
- (73) 『毛利家旧蔵文書 志道家文書』(『山2』二)。
- (74) 『毛利』二四六。
- (75) 『毛利』二四七・二四八。
- (76) 大永五年四月七日には、安芸国で戦闘をおこなっていた陶興房が志道広良と「相談最中二候」という状況にあり、毛利氏の大内方への転向は志道広良によるところが大きいといえる(『乃美家文書』『戦大』一八二六)。
- (77) 『石田毛利家文書』(『山3』一九・二〇)。
- (78) 前掲註(65) 呉座論文。
- (79) 『萩藩閥閥録 志道太郎右衛門』(『戦大』一九四二)。本史料中には、志道大蔵大輔が尼子方の米原山城守を討ち取ったことがみえる。なお、備後国和智郷細沢山合戦の詳細については、長谷川博史「大永七年備後国和智郷細沢山合戦と陣城遺構」(『芸備地方史研究』二三〇号、二〇〇二年)を参照。
- (80) 『萩藩閥閥録 志道太郎右衛門』(『戦大』二四〇一)。
- (81) 大永年間から享禄年間にかけての元就の花押の形状は、大永五年三月一日付毛利元就加冠状(『佐藤文書』東京大学史料編纂所編『東京大学史料編纂所影印叢書6 久芳文書・佐藤文書』八木書店、二〇〇九年)などで確認できる。
- (82) 『閥』巻二二六 井上善兵衛一八。なお、本史料の原文書(『井上文書』)は京都大学総合博物館(京都大学文学部古文書室)に所蔵されており、本稿では、同館蔵のマイクロフィルム撮影写真をもとに翻刻をおこなった。
- (83) 山口県文書館蔵「譜録 井上神七郎元豊」(毛利家文庫二三譜録一六)。
- (84) 前掲註(83)「譜録 井上神七郎元豊」。
- (85) 『坂家文書』(『山3』七)。
- (86) 『贈村山家返章』(『広』V)六九。
- (87) 村井祐樹編『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一一―小寺家文書』(画像史料解析センタープロジェクト「デジタル画像分析に基づいた古文書料紙の研究」グループ、二〇一一年)四など(以下「小寺」に略す)。
- (88) 『小寺』八。
- (89) 隆元奉行人として活動が確認できる人物として、国司元相や井上元景(元有)が挙げられる。

(90) 「石田毛利家文書」〔『山3』六〇など〕、宛所に天野豊後守

という人物がみえ、彼とのやり取りを志道広良がおこなっていることがわかる。

(91) 「石田毛利家文書」〔『山3』八一など〕。

(92) この点に関して、備後国和智郷細沢山合戦で活躍した志道

広良の子息と考えられる志道大蔵大輔は天文八年（一五三九）頃、既に亡くなっていたと推測される（『萩藩閥閥録 志道

太郎右衛門』『戦大』三三三〇）。のちにみえる志道元保はこの

志道大蔵大輔の子息とみられる。志道元保は系図上（『閥』

卷一六 志道太郎右衛門所収）、天正一〇年一〇月二三日に

四九歳で亡くなったとされている。これを参考にすれば、

天文一〇年代には、家督を継承していなかったといえよう。

また、のちに「御四人」として活動する志道広良の弟（次男ともされる）、口羽通良も天文一二年（一五四三）頃に石見

国口羽を領有したとみられ（『譜録 渡辺三郎左衛門直』『広

V』二五）、高橋口羽氏を継承している。つまり、天文一〇年代は志道広良の後継者として適当な人物が存在しなかった点も考慮しなければならないであろう。

(93) 『毛利』四二六。

(94) この点に関しては、拙稿「毛利氏五人奉行制の再検討」（『日本歴史』八七一号、二〇二〇年）を参照。

(95) 享禄五年の家臣連署起請文に対する近年の評価として、長谷川博史氏の次の指摘は重要と思われる（長谷川博史「国人一揆と大名家中」『岩波講座 日本歴史』第九卷中世4、岩

波書店、二〇一五年、五三頁）。長谷川氏は、「当時における毛利氏家中の実態的構造がこの文書の形式・内容のみによって

解明できるものではなく、またこの起請文の成立によって新たな権力構造が生み出されたとも即断できない」と指摘す

る。首肯すべき見解であり、毛利「家中」の成立についても、毛利氏の置かれていた個別の状況をふまえながら、慎重に検討しなければならぬといえよう。

（広島大学大学院文学研究科博士課程後期）

#### 【付記】

本稿は、令和元年度公益財団法人高梨学術奨励基金若手研究助成による研究成果の一部である。